

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>第2条 削除</u></p> <p><u>（災害発生市町村の長の救助の実施）</u></p> <p><u>第3条 法第2条に規定する災害発生市町村（以下「災害発生市町村」という。）の長は、災害の事態が急迫し、知事による法に規定する災害に対する救助（以下「救助」という。）の実施を待つことができないと認めるときは、救助の実施に着手することができる。</u></p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p><u>（告示）</u></p> <p><u>第5条 知事は、法第2条の規定により救助を行うときは、救助を行う地域を告示するものとする。</u></p> <p>（救助の程度、方法及び期間）</p> <p>第6条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、別表第1のとおりとする。ただし、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。</p> <p>（繰替支弁）</p> <p>第17条 <u>災害発生市町村は、災害発生市町村の長が法第13条第1項又は第3条の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を行う場合は、当該救助の実施に要する費用を一時繰替支弁するものとする。</u></p> <p>（<u>災害発生市町村の長が行うこととする救助の実施</u>）</p> <p>第18条 法第13条第1項の規定に基づき救助に関する事務の一部を<u>災害発生市町村の長が行うこととする場合</u>における政令第17条第1項の規定による通知は、様式第12号によるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、当該<u>災害発生市町村の長</u>は、第7条、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p>	<p><u>第2条から第5条まで 削除</u></p> <p>（救助の程度、方法及び期間）</p> <p>第6条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、<u>法第2条第1項又は第2項の規定による救助（以下「救助」という。）</u>の種類ごとに、別表第1のとおりとする。ただし、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。</p> <p>（繰替支弁）</p> <p>第17条 <u>法第11条に規定する災害発生市町村等（以下「災害発生市町村等」という。）は、災害発生市町村等の長が法第13条第1項の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を行う場合は、当該救助の実施に要する費用を一時繰替支弁するものとする。</u></p> <p>（<u>災害発生市町村等の長が行うこととする救助の実施</u>）</p> <p>第18条 法第13条第1項の規定に基づき救助に関する事務の一部を<u>災害発生市町村等の長が行うこととする場合</u>における政令第17条第1項の規定による通知は、様式第12号によるものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、当該<u>災害発生市町村等の長</u>は、第7条、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理するものとする。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p>

(1) 避難所

ア・イ [略]

ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり330円以内とする。

エ・オ [略]

カ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) [略]

2～5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1)・(2) [略]

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

7～12 [略]

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる費用は、次に掲げる場合に要する輸送費又は賃金職員等雇上費とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

14 [略]

別表第2 (第14条関係)

1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア～ウ [略]

エ 救急救命士 1人1日当たり 14,800円以内

オ・カ [略]

(2)・(3) [略]

(1) 避難所

ア・イ [略]

ウ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、1人1日当たり330円以内とする。

エ・オ [略]

カ 法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は法第2条第2項の規定による救助を開始した日から別に定める日までの期間とする。

(2) [略]

2～5 [略]

6 被災した住宅の応急修理

(1)・(2) [略]

(3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了しなければならない。

7～12 [略]

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる費用は、次に掲げる場合に要する輸送費又は賃金職員等雇上費とする。

ア 被災者(法第2条第2項の規定による救助にあつては、避難者)の避難に係る支援

イ～キ [略]

(2)・(3) [略]

14 [略]

別表第2 (第14条関係)

1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア～ウ [略]

エ 救急救命士 1人1日当たり 14,700円以内

オ・カ [略]

(2)・(3) [略]

